

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月に施行され、栗島汽船株式会社は指定公共機関に指定されました。法律で指定公共機関は、その業務について、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、要旨を公表することを求められています。弊社は、法律の規定に基づき、「栗島汽船株式会社新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めました。その要旨は以下の通りです。

栗島汽船株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 計画の目的

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1条第1項の規定に基づき、栗島汽船株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

3. 基本方針

会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する為、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

4. 計画の運用

本計画の想定は政府行動計画に基づくものとする。

5. 対策本部の設置及

内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府新型インフルエンザ等対策本部の設置が公示され、新潟県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、社長を対策本部長とする本社対策本部を設置する。

社長は、前述の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示を出すことができる。

6. 情報収集及び共有体制

会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について国、地方公共団体等を通じて、その収集につとめ、その発生時においては、その情報を早急に従業員に周知するとともに、利用者には船内掲示、船内放送等で情報提供する。

7. 関係機関との連携

会社は、平時から新型インフルエンザ等対策業務を実施するに当たり、関係機関と発生時における連携について協議する。

8. 業務及び実施方法

会社は新型インフルエンザ等対策業務として、各部署において通常時と変わらぬ人員配置を確保し、旅客・貨物の運送を適切に実施するとともに、国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

9. 感染対策の検討及び実施

会社は、利用者並びに従業員に対し、こまめな手指消毒、マスクの着用、咳エチケット等の徹底などの呼びかけに努める。

10. 教育及び訓練の実施

会社は平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、新潟県又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとし、その他の訓練と共通の措置がある場合には、必要に応じ連携を図る。

11. 計画の見直し

会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。